

第2章 災害予防対策

地震による被害を最小限にとどめるためには、日常における教育・訓練の実施、施設の耐震性確保及び住民の生活確保等に係る対策の実施が重要である。

本章においては、これらの災害予防活動及び対策について定める。

第1節 地震災害予防対策の基本的な考え方

1 想定される地震の適切な設定と対策の基本的考え方

(1) 総合的な地震災害対策のための基本的な考え方

県において、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含め、様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進する。

(2) 過去に遡った地震の想定

県において、地震の想定に当たっては、古文書等の史料の分析、地形・地質の調査など科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って地震の発生等をより正確に調査する。

(3) 地震被害想定に係る留意点

県において、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行っている。

市は、県が算定した被害想定を基に、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。

また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。

なお、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせた一体的な災害対策が必要である。

(4) 南海トラフ地震防災対策推進地域における措置

南海トラフ地震防災対策推進地域においては、南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、地震防災に関する措置を実施する。

第2節 防災思想・知識の普及

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など、平常時から、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの判断で自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

また、災害時には、近隣の負傷者や避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、県、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。このため、市、県及び関係機関は、市民等に対して、自主防災思想の普及、徹底を図る。

さらに、地震防災対策の円滑な実施を確保するため、市職員の教育を行うとともに、学校教育、社会教育等を通じて、住民等に対して地震及び防災に関する知識の普及・啓発に努める。

なお、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

1 市職員に対する教育

市職員としての確かつ円滑な地震防災対策を推進するとともに、地域における防災活動に率先して参加させるため、次の事項について、研修会や専門家の知見の活用等を通じ教育を行う。

- (1) 地震に関する基礎知識、一般的な知識
- (2) 市地域防災計画（地震災害対策編）と市の地震防災対策に関する知識
- (3) 緊急地震速報を覚知したときの具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 地震が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報及び南海トラフ地震関連解説情報（以下「南海トラフ地震臨時情報等」という。）の内容、これに基づきとられる措置の内容及び発表された場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (6) 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- (7) 家庭及び地域における地震防災対策
- (8) 家庭の地震対策と自主防災組織の育成強化対策の支援
- (9) 地震対策の課題その他必要な事項

なお、上記（3）、（4）、（5）及び（6）については、毎年度、各課室等において、所属職員に対して十分に周知するとともに、所管事項に関する地震防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員の教育を行う。

また、専門的知識を有する防災担当職員の確保及び育成に努める。

2 教職員及び児童生徒等に対する教育

市教育委員会及び学校長は、前記1に掲げる市職員に準じて教職員への教育を行うとともに、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育の実施及び防災教育のための指導時間の確保、防災に関する教材の充実や消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進を図るなど、防災に関する教育の充実に努め、児童生徒等が地震に関する基礎的・基本的な事項を理解し、思考力・判断力を高め、自ら危険を予測し、「主体的に行動する態度」を育成するよう安全教育等の徹底を指導する。

また、学校において、外部の専門家や保護者等と協力しながら、「愛媛県学校安全の手引き（改訂版）」（県教育委員会編）、「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（文部科学省編）等を参考にして、学校安全計画及び災害に関する必要な事項（防災組織、分担等）を定めたマニュアルを策定する。

- (1) 関連する教科、特別活動等において、児童生徒等の発達の段階を考慮しながら教育活動全体を通じて、地震に関する基礎知識を修得させるとともに、地震発生時や南海トラフ地震臨時情報等発表時の対策（避難場所、避難経路、避難方法の確認）の周知徹底を図る。
- (2) 住んでいる地域の特徴や過去の地震災害等について継続的な防災教育に努める。
- (3) 小学校の児童、中学校の生徒を対象に、応急手当の実習を行うとともに、地域の防災活動や災害時のボランティア活動の大切さについて理解を深めさせる。
- (4) 学校教育は元より様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、地震災害と防災に関する理解向上に努める。

3 市民に対する防災知識の普及

地震発生時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、県及び大学等地域学術機関等と連携した防災講座

の開催などにより、地震及び防災に関する知識の普及、啓発を図る。

防災知識の普及、訓練を実施する際は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

(1) 一般啓発

ア 啓発の内容

- (ア) 地震に関する基礎知識
- (イ) 緊急地震速報を覚知したときの具体的に取るべき行動に関する知識
- (ウ) 地震が発生した場合に、具体的に取るべき行動に関する知識
- (エ) 南海トラフ地震臨時情報等の内容、これに基づきとられる措置の内容及び発表された場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (オ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- (カ) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時に、具体的に取るべき行動、避難場所や避難所での取るべき行動に関する知識
- (キ) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- (ク) 防災関係機関等が講ずる地震防災対策等に関する知識
- (ケ) 地域及び事業所等における自主防災活動の基礎知識
- (コ) 山・崖崩れ危険予想地域等に関する知識
- (サ) 避難場所、避難所、避難路、その他避難対策に関する知識
- (シ) 住宅の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止、火災予防、非常持出品の準備、家具・ブロック塀等の転倒防止対策、自動車へのごまめ満タン給油等、家庭における防災対策に関する知識
- (ス) 応急手当等看護に関する知識
- (セ) 避難生活に関する知識
- (ソ) 要配慮者や男女のニーズの違い等に関する知識
- (タ) コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識
- (チ) 早期自主避難の重要性に関する知識
- (ツ) 防災士の活動等に関する知識
- (テ) 南海トラフ地震に伴う地震動に関する知識（地震被害想定調査、液状化危険度調査等）
- (ト) 南海トラフ地震が時間差で発生することの危険性
- (ナ) 規模の大きな地震が連続発生する可能性
- (ニ) 災害時の家庭内の連絡体制の確保
- (ヌ) 小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識

イ 啓発の方法

- (ア) 新居浜市防災センターを活用した体験・学習の実施
- (イ) ケーブルテレビ等の活用
- (ウ) インターネット（市ホームページ、SNS）の活用
- (エ) 広報紙、パンフレット、ポスター等の利用
- (オ) 映画、DVD等の利用
- (カ) 講演会、講習会の実施
- (キ) 広報車の巡回
- (ク) 防災訓練の実施
- (ケ) 各種ハザードマップの利用及び公共施設などへの掲示

(2) 社会教育を通じた啓発

市及び市教育委員会は、女性団体、PTA、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて地震防災に関する知識の普及、啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の地震防災に寄与する意識を高める。

また、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防

災に関する教育の普及促進を図る。

ア 啓発の内容

市民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

イ 啓発の方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。

また、文化財を地震災害から守り、後世に継承するため、文化財巡視活動、文化財保護強調週間や文化財防火デーの実施等の諸活動を通じ、防災指導を行い、防災知識の普及を図る。

(3) 各種団体を通じた啓発

各種団体に対して、研修会、講演会、DVD等の貸出し等を通じて防災知識の普及に努め、各団体の構成員である民間事業所等の組織内部における防災知識の普及を促進させる。

(4) 防災上重要な施設管理者に対する教育

危険物を取り扱う施設やショッピングセンター、スーパーマーケット、興行場など不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対して、緊急地震速報の活用や、地震発生時における施設管理者の執るべき措置について知識の普及に努める。

(5) 「えひめ防災の日」及び「えひめ防災週間」等における啓発

市は、「えひめ防災の日（12月21日）」を含む「えひめ防災週間（12月17日～23日までの一週間）」、「防災の日（9月1日）」においては、その趣旨にふさわしい事業の実施に努める。

(6) 相談コーナーの設置

市は、それぞれの部局等において所管する事項について、市民の地震防災対策に関する相談に積極的に応じる。

なお、総括的な事項及び建築に関する事項の相談コーナーを、次のとおり設置する。

ア 総括的な事項

市民環境部危機管理課において設置する。

イ 建築に関する事項

建設部建築住宅課において設置する。

(7) 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした、政府が再保険を引き受ける保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、市はその制度の普及促進に努める。

4 企業の活動

風水害等対策編第2章第4節「事業者の防災対策」の定めるところによるが、各企業は、災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献など）を十分に認識し、各企業において、災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、事業所の耐震化の実施や、防災体制の整備、予想被害に対する復旧計画の策定や各計画の点検・見直しのほか、事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災訓練などの防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る企業は、国や県、市などが実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

また、企業の防災に関する取組を企業自身が積極的に評価等することなどにより、企業の防災力の向上を図る。このため、市は、県と連携して企業職員の防災意識の高揚を図るための啓発活動を行うとともに、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うよう努める。

5 普及の際の留意点

(1) 防災マップの活用

防災マップについては、住民の避難行動等に活用されることが重要であることから、配布するだけにとどまらず、認知度を高めていく工夫や、防災マップが安心材料となり、住民の避難行動の妨げにならないような工夫も併せて施す。

防災マップ等の配布に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること等への理解の促進に努める。また、避難情報が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザード

マップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は「緊急安全確保」を行うこと等の周知徹底にも努める。

広域避難が必要な地域においては、その実効性を確保するため、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方を周知する。

(2) 災害教訓の伝承

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

(3) 防災地理情報の整備等

住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

(4) 防災と福祉の連携等

危機管理課と福祉部等が連携し、高齢者や障がい者等の要配慮者に対して、適切な避難行動等に関する理解の促進を図る。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

第3節 自主防災組織の活動

地震による被害を軽減するためには、市民一人ひとりが、地震や防災に関する正しい知識を持ち、家庭、地域、職場等で自ら防災対策を実践するとともに、地域における自主防災組織等の防災活動に積極的に参加することが重要である。

このため、市及び県は、自主防災組織の育成強化に努め、市民による自発的な防災活動を促進する。

1 市民の果たすべき役割

市民は、地震災害から自らを守る「自助」とともにお互いに助け合う「共助」という意識と行動のもとに、平常時及び地震発生時において、概ね次のような防災対策を実践する。

(1) 平常時の実施事項

- ア 地震防災に関する知識の習得に努める。
- イ 緊急地震速報を覚知したときの具体的にとるべき行動に関する知識の習得に努める。
- ウ 南海トラフ地震臨時情報等の内容、これに基づきとられる措置の内容及び発表された場合に具体的にとるべき行動に関する知識の習得に努める。
- エ 地域の危険箇所や避難場所、避難所、避難経路、避難方法及び、家族等との連絡方法を確認する。
- オ 分散避難の観点から、安全な親戚や友人の家など、様々な避難先の検討を事前に行っておく。
- カ かけ崩れ等災害が発生するおそれのある地域の危険箇所の把握に努める。
- キ 建築物の所有者は、家屋の耐震診断を行うとともに、その診断結果を踏まえ、耐震改修等適切な措置を講じる。
- ク 家具、ピアノ、冷蔵庫、窓ガラス等について、転倒、飛散等による被害の発生を防ぐための対策を講じる。
- ケ 石油ストーブやガス器具等について、対震自動消火等火災予防措置を実施する。
- コ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトイレットペーパー、日用品や医薬品等生活必需品の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養について準備をしておく。
- サ ラジオ等の情報収集の手段を確保する。
- シ 地域の防災訓練に進んで参加する。
- ス 家族で災害時の役割分担及び安否確認方法を決めておく。
- セ 隣近所と地震発生時の協力について話し合う。
- ソ 消火器、感震ブレーカーその他の必要な資機材を備えるよう努める。
- タ ブロック塀、広告板その他の工作物及び自動販売機を設置しようとする者は、当該工作物の耐震性を確保するために必要な措置を講じるとともに、当該工作物等を定期的に点検し、必要に応じ、補強、撤去等を行う。
- チ 避難行動要支援者は、市、地域住民、自主防災組織、民生児童委員及び消防団等の協力団体や個人に対して、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。
- ツ 自然災害による損害を補償する保険・共済の加入など、被災後の生活再建に備えるよう努める。

(2) 地震発生時の実施事項

- ア まず我が身の安全を図る。
- イ 出火防止及び初期消火に努める。
- ウ 適時、適切な早めの避難を実施するとともに、近隣住民への呼び掛けを行う。
- エ 地域における相互扶助による被災者の救出活動を行う。
- オ 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護に努める。
- カ 自力による生活手段の確保を行う。
- キ 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- ク 秩序を守り、衛生に注意する。
- ケ 自動車、電話の利用を自粛する。
- コ 避難所では、相互に協力して自主的に共同生活を営み、避難所が円滑に運営するよう努める。

2 自主防災組織の育成強化

風水害等対策編第2章第3節「自主防災組織の活動」2 自主防災組織の育成強化を準用する。

3 地域における自主防災組織の果たす役割

地震による被害を軽減するためには、市民が相互に協力し、地域や職場において自発的に防災組織をつくることが、より効果的である。このため、市及び県は、自主防災組織の育成強化に努め、県民による自発的な防災活動を促進する。

(1) 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備えと災害時の的確な行動が重要であるため、防災講座、講習会、研究会、映写会その他集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

また、要配慮者や女性を含む住民の参加による定期的な防災訓練の実施などにより、防災意識の普及に努める。

主な啓発事項

- ① 南海トラフ地震等の知識
- ② 地震情報の性格や内容
- ③ 平常時における防災対策
- ④ 災害時の心得
- ⑤ 自主防災組織が活動すべき内容
- ⑥ 自主防災組織の構成員の役割等

(2) 「自主防災マップ」の作成

風水害等対策編第2章第3節「自主防災組織の活動」3 地域における自主防災組織の役割 (2) 「自主防災マップ」の作成を準用する。

(3) 「自主防災組織の防災計画書」の作成

風水害等対策編第2章第3節「自主防災組織の活動」3 地域における自主防災組織の役割 (3) 「自主防災組織の防災計画書」の作成を準用する。

(4) 「自主防災組織の台帳」の作成

風水害等対策編第2章第3節「自主防災組織の活動」3 地域における自主防災組織の役割 (4) 「自主防災組織の台帳」の作成を準用する。

(5) 「防災点検の日」の設置

風水害等対策編第2章第3節「自主防災組織の活動」3 地域における自主防災組織の役割 (5) 「防災点検の日」の設置を準用する。

(6) 防災訓練の実施

風水害等対策編第2章第3節「自主防災組織の活動」3 地域における自主防災組織の役割 (6) 防災訓練の実施を準用する。

(7) 地域内の他組織との連携

風水害等対策編第2章第3節「自主防災組織の活動」3 地域における自主防災組織の役割 (7) 地域内の他組織との連携を準用する。

(8) 情報の収集・伝達体制の整備

風水害等対策編第2章第3節「自主防災組織の活動」3 地域における自主防災組織の役割 (8) 情報の収集・伝達体制の整備を準用する。

(9) 避難行動要支援者の支援体制の整備

風水害等対策編第2章第3節「自主防災組織の活動」3 地域における自主防災組織の役割 (9) 避難行動要支援者の支援体制の整備を準用する。

(10) 資機材等の備蓄

風水害等対策編第2章第3節「自主防災組織の活動」3 地域における自主防災組織の役割 (10) 資機材等の備蓄を準用する。

4 市の活動

風水害等対策編第2章第3節「自主防災組織の活動」4 市の活動を準用する。

5 自主防災組織と消防団等との連携

風水害等対策編第2章第3節「自主防災組織の活動」5 自主防災組織と消防団等との連携を準用する。

6 事業所等における自主防災活動

風水害等対策編第2章第3節「自主防災組織の活動」6 事業所等における自主防災活動を準用する。

7 地域における自主防災活動の推進

風水害等対策編第2章第3節「自主防災組織の活動」7 地域における自主防災活動の推進を準用する。

8 地域と学校との連携

風水害等対策編第2章第3節「自主防災組織の活動」8 地域と学校との連携を準用する。

第4節 事業者の防災対策

風水害等対策編第2章第4節「事業者の防災対策」を準用する。

第5節 ボランティアによる防災活動

風水害等対策編第2章第5節「ボランティアによる防災活動」を準用する。

第6節 防災訓練の実施

風水害等対策編第2章第6節「防災訓練の実施」を準用する。

第7節 業務継続計画の策定

市、県及び事業者は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画の策定に努める。

1 業務継続計画の概要

業務継続計画とは、災害時に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ事前に準備しておく対応方針を計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、バックアップシステムやオフィスの確保などを規定したものである。

特に、市及び県は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

2 市の業務継続計画

市は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定により、業務継続性の確保を図る。

- (1) 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。
- (2) 躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。
- (3) 大規模災害時には、被災者支援システム（被災者の氏名・住所や、被災状況の管理、罹災証明書の発行、各種義援金の交付等を総合的に管理するシステム等）の導入に関係各課が対応し、迅速かつ的確な被災者支援や復旧・復興業務が行えるよう、あらかじめ庁内の体制整備に努める。
- (4) 保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める。その際、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図る。
- (5) 消防防災合同庁舎の建設に伴い整備した防災情報システムや参集システムの効果が上がるように、実情に応じた職員の非常参集体制整備のため、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員が徒歩参集可能な範囲内での必要な宿舎の確保、携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討する。
- (6) 応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。
- (7) 発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方をあらかじめ整えるように努める。

第8節 地震災害予防対策

地震による火災の発生、建築物等の倒壊等災害の発生を予防し、又は軽減するための対策、被災者の救出のための対策、生活確保のための措置等平常時の予防対策を定める。

1 火災予防

市は、住民をはじめ事業所等の関係者に理解と協力を求め、地震による火災を未然に防止するために、予防査察及び火災予防運動等のあらゆる機会を捉え、次の指導を徹底する。

(1) 一般家庭に対する指導

- ア ガスコンロや石油ストーブ等の一般火気器具からの出火、とりわけ油鍋等を使用している場合の出火防止のため、揺れが収まったら直ちに火を消すこと、火気器具周辺に可燃物を置かないこと等の指導を行う。
- イ 対震自動遮断装置付きガス器具や石油ストーブ等の使用並びに管理の徹底を図る。
- ウ 家庭用消火器、住宅用防災機器等の設置及び適切な維持管理の周知並びにこれら器具の取扱い方法について指導する。
- エ 家庭用小型燃料タンクは、転倒防止措置を施すよう指導する。
- オ 防火ポスター・パンフレットなどの印刷物の配布、その他火災予防期間中の広報車による呼びかけ、各家庭への巡回指導等を通じて火災予防の徹底を図る。
- カ 電気を起因とする出火の発生を抑制するため、大地震の後、特に避難する前には、電気のブレーカーを切るよう指導するとともに、感震ブレーカー等の普及啓発を行う。

(2) 職場に対する指導

- ア 消防用設備等の維持点検と取扱い方法の徹底を図る。
- イ 終業時における火気点検の徹底を図る。
- ウ 避難、誘導體制の総合的な整備を図る。
- エ 災害時における応急措置要領を作成する。
- オ 自主防災組織の育成指導を行う。
- カ 劇場、百貨店、旅館、雑居ビル、建築物の地階等の不特定多数の者が出入りする施設においては、特に出火防止対策を積極的に指導する。
- キ 化学薬品を保有する学校・研究機関等においては、混合発火が生じないよう適正に管理し、また出火源となる火気器具等から離れた場所に保管するとともに、化学薬品の容器や保管庫、戸棚の転倒防止措置を施すよう指導する。
- ク 危険物施設、高圧ガス（プロパンガスを含む。）施設、電気施設については、自主点検の徹底を指導するとともに、立入り検査等を通じて安全対策の促進を図る。

(3) 初期消火

地震発生時には、同時多発火災が予想され、消防力にも限界があることから、家庭や職場などで地域住民が行う初期消火が極めて有効である。このため、家庭の初期消火能力を高めるとともに、地域や職場における自主防災体制を充実させるなど、消防本部と消防団等が一体となった地震火災防止対策を推進するため、市は、次のとおり活動体制を確立する。

ア 家庭、地域における初期消火体制の整備

- (ア) 地域単位で自主防災組織の育成を図り、平素から地震時における初期消火等について具体的な活動要領を定めておく。
- (イ) 家庭防火思想の普及徹底を図るため、組織づくりの推進及び育成を図る。
- (ウ) 幼年期における防火教育を推進するため、幼稚園児、小学生及び中学生を対象とした組織の育成・充実を図る。

イ 職場における初期消火体制の整備

- (ア) 震災時には事業所独自で行動できるよう事業所における自衛消防組織等の育成強化を図る。
- (イ) 職場の従業員及び周辺住民の安全確保のために、平素から地震時における初期消火等について具体的な対策を作成する。

ウ 地域ぐるみの防災訓練等の実施

- (ア) 住民参加による地域ぐるみの防災訓練を実施し、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

(イ) 計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い、住民の防災行動力を一層高めていくとともに、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制の充実強化を図る。

2 消防力の充実強化

同時多発火災、交通障害、消防水利の損壊等困難な特徴を持つ地震災害時に、現有消防力を迅速かつ効果的に活用し、被害を最小限にするため、市は、消防計画を策定するとともに、消防力の充実強化に努める。

(1) 総合的な消防計画の策定

消防組織法(昭和22年法律第226号)に基づき、より実効性のある消防計画を策定し、大規模地震発生時における消防活動計画を次のとおり定める。

ア 震災時の計画

震災時において、消防機関が適切かつ効果的な警防活動を行うための活動体制、活動要領の基準を定める。

イ 火災時の計画

火災が発生し、又は発生するおそれがある場合における消防職・団員の非常招集、出動基準、警戒体制等について定める。

また、地震災害時に、現有消防力を迅速かつ最大限に活用し、被害を最小限に軽減するために総合的な計画を策定する。

ウ 火災防御困難地域の計画

木造建築物や老朽構造物等の密集地域、消防水利の未整備等、火災が発生すれば拡大が予想される区域について火災防御計画を定める。

資料編 ・火災発生により特に大火の危険が予想される密集地域 P261

(2) 消防資機材等の整備

ア 消防本部は、消防庁舎、消防署所、消防ポンプ自動車、はしご付消防ポンプ自動車、化学消防自動車等の消防施設・車両等の維持更新・機能強化を図るとともに、救助工作車、高規格救急車等の車両及び応急処置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努め、救急救助業務の高度化を推進する。

また、消防通信指令システムをはじめとする消防救急デジタル無線システムや各情報通信システムの機能維持と安定稼働を図る。なお、消防署所の適切な配置や施設・設備の近代化、計画的な更新等を推進し、消防体制の強化を図るとともに、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の区域内にある消防署所等にあつては、災害時において災害応急対策の拠点としての機能を発揮するため、防災・減災対策等の観点から移転整備に努める。

イ 消防団においては、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ及び小型動力ポンプ付積載車を中心に整備するとともに、資機材等については消防団の装備の基準に基づく整備に努める。

ウ 建築物の密集地域には、移動が容易な可搬式(小型・軽小型)動力ポンプを重点的に整備する。

資料編 ・消防機械器具保有数(車両等)、消防機械器具保有数(消防器具) P164、P165
 ・消防団の消防設備 P172
 ・潜水資機材一覧表 P177
 ・管轄別消防水利施設数 P178

(3) 消防団の育成

ア 消防団は、震災時には消防機関の活動を補充し、地域の実情に応じた活動が期待されていることから、平素から消防団員の確保に努めるとともに、装備や処遇の改善、青年層・女性層を始めとした団員や機能別消防団員の入団を促進し、組織の活性化対策を積極的に推進する。

なお、消防団本部及び分団詰所は、消防団の活動拠点であり、いわゆる防災拠点の一つとして重要であるため、施設の長寿命化・高機能化を推進し、これらの施設整備に努める。

イ 災害活動能力を更に向上させるため、実践的な教育訓練を実施する。

ウ 消防団員による市民への防災指導が行えるよう必要な教育訓練を実施する。

3 消防水利の整備

震災時には、水道施設の被害や水圧の低下等により消火栓の使用が困難になり、防火水槽の破損も予想されるため、消火栓に偏らない計画的な水利配置を行うとともに、消防水利の耐震化及び自然水利等の確保を図る。

(1) 防火水槽の耐震化及び自然水利等の確保

耐震構造の防火水槽の整備や老朽化した防火水槽等の改修・耐震補強を推進するとともに、人口密集地

は初期消火が重要であることから、湖沼やため池用水の消火用水としての利用を促進するほか、河川水やプールなどの確保もより一層推進する。

(2) 耐震性貯水槽の整備促進

火災の延焼拡大の危険性が高い地域や消防活動の困難な地域等を中心に、耐震性貯水槽の整備を推進する。

資料編	・管轄別消防水利施設数 P178
	・耐震性貯水槽の整備一覧表 P179
	・自然水利等集計表 P180
	・自然水利等一覧表 P181

4 建築物等の耐震対策

(1) 建築主の責務

建築主は、自らの生命及び財産を守るため、次の事項を実施し、建物の耐震性の向上を図る。

ア 軟弱地盤対策及び瓦等の落下物対策を講ずる。

イ 所有する建築物等の耐震性を建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）等に基づいて診断し、耐震性に欠けるものについては耐震補強等必要な措置を講ずる。

(2) 市の役割

市は、次の事項を実施し、民間建築物の耐震性の向上を図る。

また、防災拠点となる公共施設、指定避難所等の非構造部材を含む耐震化についても、計画的かつ効果的な実施に努めるとともに災害時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努め、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

さらに、平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

ア 新居浜市耐震改修促進計画に基づき、既存建物の耐震改修を促進するため、対象建物を選定し建物台帳を整備するとともに、所有者等に対して指導を行う。

イ 住民向けの「住宅相談窓口」を設置し相談に応じる。

ウ 特殊建築物の所有者・管理者に対して、防災知識の普及・啓蒙及び法令の周知を図るため、講習会を実施する。

(3) 建築設備

所有者等及び建築関係団体に対して、電気設備、空調設備、給排水設備等の耐震化の促進を指導する。

(4) 天井の脱落防止

所有者及び建築関係団体に対して、脱落によって重大な危害を生ずるおそれがある天井の脱落による事故の防止及び安全対策等を指導する。

(5) ガラスの飛散防止

多数の人が通行する市街地の道路等に面する建物の窓ガラス、家庭内のガラス戸棚等の飛散防止による事故の防止及び安全対策等を指導する。

(6) ブロック塀の倒壊防止

安全なブロック塀の築造方法及び既存ブロック塀の補強方法等について指導する。

(7) 家具等の転倒防止

タンス、食器棚、冷蔵庫等の転倒による事故の防止及び安全対策等を指導する。

(8) 落下、倒壊のおそれのある危険構築物

地震の発生により、道路上及び道路周辺の構築物等が落下、倒壊することによる被害の予防、特に避難路、緊急輸送路を確保するため、道路管理者、警察署長、電力会社及び西日本電信電話株式会社等は、次により、それぞれ道路周辺等の点検・補修・補強を行い、又は要請する。

物件名	対策実施者	措置等
横断歩道橋	道路管理者	耐震診断等を行い、落橋防止を図り道路の安全確保に努める。
道路標識、 交通信号機等	公安委員会 管理者	施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。
枯死した街路樹等	管理者	樹木除去等適切な管理措置を講ずるよう努める。
電柱・街路灯		設置状態の点検を行い、倒壊等の防止を図る。
アーケード、 バス停上屋等	設置者 管理者	新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは、各施設管理者による点検、補強等を進める。設置者又は管理者は、これらの対策・措置に努める。
看板、広告物		許可及び許可の更新に際し、安全管理の実施を許可条件とする。許可の更新時期に至っていないものについては、関係者の協力を求め安全性の向上を図る。設置者又は管理者は、許可条件を遵守するとともに、安全性の向上に努める。
ブロック塀	所有者	既存のブロック塀の危険度を点検し、危険なものについては、改良等をする。新設するものについては、安全なブロック塀を設置する。
ガラス窓等		破損、落下により通行人に危害を及ぼさないよう補強する。
自動販売機	管理者	転倒により道路の通行及び安全上支障のないよう措置する。
樹木、煙突	所有者	倒壊等のおそれがあるもの、不要なものは除去に努める。

(9) 情報システムの安全対策

ア 市は、各種情報システムについて、大規模地震の発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底するほか、重要データの複製を遠隔地に保管する措置の導入に努める。

イ 市は、自ら保有する情報システムについて、各種安全対策基準に基づき、引き続き所要の対策を推進するとともに、情報システムを保有する企業に対して、安全対策の実施について啓発に努める。

5 被災建築物等に対する安全対策

市は、県と協力して、地震発生時に被災建築物応急危険度判定を円滑にするため、公益社団法人愛媛県建築士会との連絡体制を整備するとともに、判定時に必要な機材を備蓄する。また、災害対策本部や避難所等の防災活動の拠点となる建築物について、速やかに判定を実施する体制を整備する。

6 都市防災不燃化促進対策

市は、避難場所、避難路の周辺等にある建築物の不燃化を促進するため、県と連携して、防火地域・準防火地域の指定を推進する。

第9節 水害予防対策

大規模地震に伴う水害を予防するため、河川管理施設等の整備を計画的に進めるとともに、消防力（水防）の強化等に努め、地震後の二次災害対策に万全を期す。

1 海岸保全施設の整備

海岸管理者は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水等により被害が生じるおそれがある地域を重点として、愛媛県海岸保全基本計画に基づき、農林水産省（農村振興局、水産庁）、国土交通省（水管理・国土保全局、港湾局）所管の海岸保全施設の整備促進に努め、市民の生命と財産を守る。

2 河川管理施設の整備

河川管理者は、地震後の二次災害防止対策として、河川の水防上危険な箇所の状況を周知するとともに、危険箇所の解消を図るため、必要に応じて耐震性に配慮した河川改修等治水事業を積極的に推進し、河川管理施設の整備促進に努める。

3 消防力（水防）の強化

地震後の二次災害（水害）に対処し、出水時の被害を軽減するため、雨量や河川水位等の水防情報に関する通信基盤を整備・活用するとともに、県や関係団体との連携を密にし、次により消防力（水防）の強化に努める。

- (1) 水防の重要性、水防活動への住民参加等水防意識の啓発を図るとともに、水防演習等により水防工法の習得に努める。
- (2) 水防活動に必要な人員の確保が困難なことが予想されることから、市は、関係団体等と調整協議し、人員の確保に努める。
- (3) 水防活動に必要な資機材の確保について、水防倉庫の充実、水防資機材の備蓄強化に努める。

第10節 地盤災害予防対策

風水害等対策編第2章第2節「地盤災害予防対策」の定めるところによるが、液状化対策について次のとおり定め、推進する。

1 液状化対策の推進

市及び公共・公益施設の管理者は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして、浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るとともに、施設の特徴を踏まえた技術基準を検討し、その結果に基づいて、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施する。

また、大規模開発に当たっては十分な連絡・調整を図る。

さらに、市は、住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等についてのマニュアル等による普及を始め、市民への適切な情報提供等を図る。

特に、沿岸部の工場群や大規模開発等については、特段の関心を持って液状化対策が実施されるよう、普及啓発に努めるとともに、情報提供等を積極的に実施する。

2 液状化対策の知識の普及

液状化危険度マップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。

個人住宅等の小規模建築物については、液状化対策に有効な基礎構造等についての普及を図る。

資料編 ・ 震度分布図・液状化危険度分布図（南海トラフ巨大地震） P856

3 農地保全対策の実施

地震時の異常な自然現象に際し、崩壊の危険のある農地、農業用施設の保全を図る。

4 大規模盛土造成地マップの作成等

市及び県は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを公表するとともに、滑動崩壊のおそれが大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を推進するよう努める。

第11節 孤立地区対策

風水害等対策編第2章第13節「孤立地区対策」を準用する。

第12節 市民生活の確保対策

地震災害が発生した場合の市民の生活や安全を確保するため、あらかじめ市等において避難計画を作成するほか、食料や生活物資等の確保、医療救護・防疫体制等の確立などに努める。

また、市は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくよう努める。

さらに、市は県とともに、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

なお、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

1 避難計画の作成

市及び学校、病院、社会福祉施設、工場等防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難方法及び避難誘導責任者等を定めた避難計画を作成し、住民等に周知徹底を図るとともに、計画に基づいた訓練を行う。

市は、避難計画の作成に当たり、避難情報等の確実な伝達手段の確保のほか、あらかじめ指定緊急避難場所、指定避難所、避難路を指定するとともに、指定避難所に必要な設備、資機材の配備・職員の確保を図り、避難住民の健康状態の把握等のため、保健師等による巡回健康相談等を実施することを定める。また、避難指示等のほか避難行動要支援者等特に避難行動に時間を要する者に対して、避難の開始を求め、高齢者等以外の者に対しても、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令するとともに、関係住民への伝達も含めた避難支援体制の充実・強化を図る。

市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

市及び県は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。

また、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）の自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、災害発生前から県・西条保健所及び福祉部との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努める。

市及び県は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

また、市及び県は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

市は、住民の生命・身体を確保するため、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害等に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について必要十分な数、規模の施設等をあらかじめ指定・整備し、平常時から、場所や収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図るとともに、本地域防災計画に定めるほか、避難所施設の管理者や自主防災組織等と避難所の開設や運営方法、役割分担等について協議等を行い、情報を共有する。

また、これらの指定緊急避難場所、指定避難所及びその周辺道路に日本工業規格に基づく災害種別一般図

記号を使用して、案内標識、誘導標識等を設置し、速やかに避難できるよう平素から関係地域住民に周知を図るよう努める。

さらに、要配慮者に配慮し、民間賃貸住宅、社会福祉施設への緊急入所等、多様な避難所の確保に努めるとともに、プライバシーの確保や男女のニーズの違い等にも配慮するほか、家庭動物の同行避難が可能な指定避難所の設置も検討する。

ア 指定緊急避難場所及び指定避難所の定義

風水害等対策編第2章第8節1(1)「指定緊急避難場所及び指定避難所の定義」を準用する。

イ 指定の基準

風水害等対策編第2章第8節1(2)「指定の基準」を準用する。

ウ 福祉避難所の指定

風水害等対策編第2章第8節1(3)「福祉避難所の指定」を準用する。

資料編 ・ 緊急避難場所及び一般避難所の指定一覧 P73

(2) 避難路の指定

市は、指定緊急避難場所の指定に併せ、市街地の状況等に応じて次の基準により避難路を選定・整備する。また、沿岸地域や河川周辺等による危険が予想される地域については、浸水等を考慮して避難路の選定・整備を図る。

なお、外国人、旅行者等に対しても、標識板の設置等によりこれらの周知に努める。

ア 避難路は、緊急車両の通行等を考慮し、必要な幅員を有する。

イ 避難路は、相互に交差しない。

ウ 避難路には、火災、爆発等の危険の大きい工場等がないよう配慮する。

エ 避難路の選択に当たっては、住民の理解と協力を得て選定する。

オ 避難路については、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案して行う。

(3) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の周知徹底

風水害等対策編第2章第8節3「指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の周知徹底」を準用する。

(4) 指定避難所の設備及び資機材の配備

風水害等対策編第2章第8節4「指定避難所の設備及び資機材の配備」を準用する。

(5) 市等の避難計画

ア 市の避難計画

市の避難計画は、次の事項に留意して作成するとともに、自主防災組織の育成等を通じて平素から避難体制の確立を図る。

避難計画作成時の留意事項	
1	避難情報の伝達方法
2	指定緊急避難場所、指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
3	指定緊急避難場所、指定避難所への経路及び誘導方法（特に、要配慮者への配慮）
4	指定避難所開設に伴う避難者救援措置に関する事項
	(1) 給水措置
	(2) 給食措置
	(3) 毛布、寝具等の支給
	(4) 衣料、生活必需品の支給
	(5) 負傷者に対する応急救護
5	指定避難所の管理に関する事項
	(1) 避難収容中の秩序保持
	(2) 避難民に対する災害情報の伝達
	(3) 避難民に対する応急対策実施状況の周知徹底
	(4) 避難民に対する相談業務
6	災害時における広報
	(1) 防災行政無線、広報車、市メール配信システム及び緊急速報メールによる周知
	(2) 避難誘導員による現地広報
	(3) 住民組織を通じた広報
7	夜間及び休日、荒天時等あらゆる条件下における避難誘導體制の整備

イ 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を図る。

(ア) 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、避難場所、経路、時期及び誘導、並びにその指示伝達の方法等のほか、児童生徒等の保護者への引渡しに関するルール及び地域住民の避難場所、避難所となる場合の受入方法等をあらかじめ定める。

(イ) 学校及び市教育委員会においては、義務教育及び高等学校等の児童生徒等を集団的に避難させる場合に備えて、避難場所の選定、収容施設の確保、並びに保健、衛生及び給食等の実施方法について定める。

(ウ) 病院等においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合に備え、収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者に対する実施方法等について定める。

(エ) 愛媛県津波浸水想定で水深30cm以上の浸水が想定される区域(字、町丁目)において、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令(平成15年政令第324号)第3条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者は、津波からの円滑な避難の確保に関する事項及び時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項等を定めた「南海トラフ地震防災対策計画」を作成する。

(6) 避難マニュアルの作成支援

市は、自治会をはじめ、企業や保育園、幼稚園などの避難マニュアルの作成を支援する。

(7) 避難所運営マニュアルの策定

市は、指定避難所における必要な情報の入手や、暑さ寒さ対策、健康・衛生管理、心のケアなど長期にわたる避難所運営を円滑に行うため、要配慮者や男女のニーズの違いに配慮し、誰もが避難所の設置や運営のノウハウを理解できるような分かりやすいマニュアルを策定する。

また、円滑な避難所運営体制の構築を図るため、住民も参画して感染症対策等も踏まえた実行性の高い避難所ごとの運営マニュアルの策定に取り組むとともに、良好な生活環境の確保のために、専門家等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

なお、家庭動物の同行避難が可能な指定避難所については、指定避難所における動物飼養に関する事項についてもマニュアルに定めるよう努める。

(8) 災害時におけるペットの救護対策

風水害等対策編第2章第8節10「災害時におけるペットの救護対策」に定めるところによる。

2 食料及び生活必需品等の確保

風水害等対策編第2章第9節1「食料及び生活必需品の確保」を準用する。

3 飲料水の確保

(1) 市の活動

ア 水道施設耐震化を推進し、給水設備の復旧資材の備蓄と調達体制の確保を行う。

イ 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水実施計画を策定する。

ウ 給水車、給水タンク、トラック等応急給水資機材と給水場を整備する。

エ 住民及び自主防災組織等に対して、貯水や応急給水について啓発・指導を行う。

オ 水道工事業者等との協力体制を確立する。

カ 災害時応援協定等による飲料水の供給体制を整備する。

キ 食料及び生活必需品等と同様に緊急援護物資備蓄の一環として、飲料水の備蓄を行うとともに、貯水槽を設置する。

(2) 市民及び自主防災組織の活動

風水害等対策編第2章第9節2(2)「市民及び自主防災組織の活動」を準用する。

4 物資供給体制の整備

風水害等対策編第2章第9節3「物資供給体制の整備」を準用する。

5 医療救護体制の確保

風水害等対策編第2章第10節「医療救護対策」の定めるところによるが、特に地震災害は複合的、広域的災害であり、医療機関の機能低下や交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、関係機関の協力により早期に広域的医療活動を実施し、傷病者の救護を行う。

(1) 実施方針

ア 被災者に対する医療救護は、原則として市が行う。市は、新居浜市医師会及び市内医療機関の協力を得て実施するが、市だけでは対応が困難な場合は、隣接市、県、国その他の関係機関の応援を得て行う。

イ 災害の発生に伴い、市民の生命と健康の安全を脅かす事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、市は、市の被害状況及び救急・救助活動状況等の情報を収集・把握し、状況により県に対して健康被害の発生予防、拡大防止、治療等の広域的救護活動を迅速に実施するよう要請する。

ウ 市は、地震被害想定調査における死傷者数等を勘案しながら自然災害や大規模事故の発生に備え策定した医療救護活動要領に基づき、救護所の設置、救護班の編成、保健医療活動チームの編成、救護病院等の患者受入れ、医薬品・医療資機材等の確保等に係る諸体制の充実を図る。

エ 医療救護活動の実施に当たっては、被災者のメンタルヘルスに配慮する。

6 防疫・衛生活動の確保

地震災害の発生に伴う感染症の発生と流行を未然に防止するため、次により、市は、防疫体制の確立を図るほか、食品の衛生監視に係る総合的な体制を整備する。

また、複数の自治体にまたがる食中毒の集団発生時における広域情報緊急処理体制を構築する。

- (1) 防疫実施計画を作成する。
- (2) 防疫用薬品の調達計画を作成する。
- (3) 災害発生時に直ちに防疫活動が実施できる体制を整備する。
- (4) 住民が行う防疫活動及び保健活動について普及啓発を図る。

7 保健衛生活動体制の整備

地震災害の発生に伴う被災者の健康保持のために必要な保健衛生活動を行うための体制を迅速に整備する。

- (1) 情報収集体制の整備

市は、地震災害時の保健衛生活動に必要な情報の迅速かつ正確な収集・連絡等を行うための体制整備に努める。
- (2) 保健衛生活動に関する体制整備

市は、地震発災後迅速に保健師等による保健衛生活動が行えるよう体制を整備する。

また、必要に応じて、保健師、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等の派遣・受入れが可能となる体制の整備、災害時保健衛生活動マニュアルの整備、研修、訓練の実施等体制整備に努める。

8 し尿処理体制の確保

- (1) 市が実施すべき事項

ア 県が実施した地震被害想定調査結果に基づき、発生するし尿の応急処理体制を確保する。

イ し尿処理施設の選定及び仮設トイレ等の資機材を備蓄する。

ウ 断水時における避難所の良好なトイレ環境を確保し、し尿処理量を低減するためにマンホールトイレの整備を図る。
- (2) 市民が実施すべき事項

ア し尿の自家処理に必要な器具等を準備する。

イ 自主防災組織の清掃班を中心として、資機材の点検を行い、必要に応じて仮設トイレの設置場所を選定する。

9 ごみ処理体制の確保

- (1) 市が実施すべき事項

ア 県が実施した地震被害想定調査結果に基づき、発生する廃棄物の応急処理計画を定める。

イ 住民及び自主防災組織に対して、廃棄物の応急処理方法や廃棄物を処理するうえでの役割分担を明示し、協力を求める。

ウ ごみの臨時収集場所の選定及び清掃のための資材について準備する。
- (2) 市民が実施すべき事項

ア ごみの自家処理に必要な器具等を準備する。

イ 自主防災組織の清掃班が中心となり、地域ごとに住民が搬出するごみ置場を選定するとともに、ごみ処理資材の準備をする。

10 災害廃棄物の処理体制の整備

市は、あらかじめ市災害廃棄物処理計画を策定し、県と協力して災害時に発生する災害廃棄物の処理体制の整備及び仮置場の確保に努める。

また、住民の健康への配慮や安全確保、衛生や環境面での安全・安心のための迅速な対応のため、自然災害により発生した災害廃棄物（避難所ごみ等を含む。）の処理について、災害廃棄物処理計画を作成する。

第13節 要配慮者の支援対策

風水害等対策編第2章第14節「要配慮者の支援対策」を準用する。

第14節 広域的な応援体制の整備

風水害等対策編第2章第15節「広域応援体制の整備」を準用する。

第15節 情報通信システムの整備

風水害等対策編第2章第17節「情報通信システムの整備」を準用する。

第16節 ライフラインの耐震対策

大規模地震発生時においては、上下水道、電気、ガス等のライフラインの寸断による被害の発生が予想されるため、ライフライン事業者は、被害の防止及び軽減を図るため、施設等の耐震性の向上に努める。

また、ライフライン事業者は、あらかじめ被害状況の予測、把握及び緊急時の供給について計画を作成するとともに、応急復旧に関する事業者間の広域応援体制の整備に努める。

特に、防災拠点施設、人命に関わる医療機関や避難所等の重要施設に係る供給ラインや排水施設については、重点的に耐震診断を実施し、速やかに耐震化を進める。

1 水道施設

市は、地震災害によって被災する箇所が生じても、それによって給水システム全体の機能が麻痺することのないよう水道施設及び基幹管路の耐震性強化（停電対策を含む。）を図るとともに、被災した場合であっても、早急に復旧を行うことを基本に次の対策を講じる。

- (1) 災害発生時にも最低限必要な給水を確保できる施設整備を実施する。
- (2) 情報電送システム、監視・制御システムについては、災害時にも十分に機能を発揮できるように整備する。
- (3) 水源の多元化、施設の多系統化、施設間の連絡管等の整備促進を図る。
- (4) 公益社団法人日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱等に基づき、他の水道事業者との相互協力体制を整備する。
- (5) 流量測定装置の設置

市内9箇所の給水区域（川西、川東、上部西低区・東低区・西高区・東高区・治良丸超高区・谷前超高区・立川高区）のうち、6箇所の給水区域を中ブロックに分け流量測定装置を設置し、ブロック毎の使用水量を把握することにより、破損箇所、漏水箇所の早期発見等、給水の管理強化に努める。

- (6) 水道施設及び管路の耐震化

施設及び管路の更新計画に基づき、配水池・送水場等の水道施設及び基幹管路の耐震化を推進する。

2 下水道施設

- (1) 市の活動

市は、下水道施設の機能停止は一時的なものであっても生活者に多大の影響を与えることから、特に重要な管渠、下水処理場、雨水ポンプ場について、耐震性を考慮し改築も含めて整備を促進する。

- (2) 代替性の確保

市は、下水道施設が損傷を受け下水処理が不能となる場合を想定し、下水道BCPに基づきその早急な復旧や代替性の確保が可能となるよう処理系統を多様化するとともに、計画的な下水道施設の整備に努める。

- (3) 耐震点検の実施

市は、幹線管渠、雨水ポンプ場及び下水処理場について、定期的に点検を実施し、耐震対策の必要な箇所の把握に努める。

- (4) 施設の補強・整備

ア 管渠

軟弱地盤、液状化のおそれがある地盤においては、機能を確保させるため可とう性管、可とう性継ぎ手、液状化しない埋め戻し材（砕石等）を採用して、緊急度の高い箇所から順次、補強や整備を実施する。

また、管渠施設の老朽化調査を行い、老朽化している施設については、改築も含めて耐震対策指針に基づく施設の整備に努める。

イ 下水処理場、雨水ポンプ場

下水処理場、雨水ポンプ場の躯体との継ぎ手部分の配管については、可とう性と伸縮性を有するものを採用し、特に老朽化している施設については、耐震診断等により耐震性を確認し、耐震性が不足する施設については、改築も含めて耐震対策指針に基づく施設の整備に努める。

3 工業用水道施設

- (1) 日常の保安点検等により施設の機能維持を図るとともに、施設の新設・改良の際には耐震設計・耐震施工に十分な配慮をする。
- (2) 老朽化の著しい管について、敷設替え等補強工事を行う。
- (3) 監視、操作システムについては、災害時にも十分に機能を発揮できるように整備する。

4 電力施設

電気事業者は、地震災害予防のため、日常の保安点検等により施設の機能維持を図るとともに、次のとおり、電力設備等についても、十分な耐震性の確保に努めるほか、系統の多重化や拠点の分散等代替性の確保を進めるなど災害予防措置を講ずる。

また、防災業務計画を策定して、電力施設の防護及び迅速復旧体制を確立する。

(1) 設備面の対策

ア 発・変電設備

過去に発生した地震災害及びこれに伴う被害の実態等を考慮した「発電用水力設備に関する技術基準」、「火力発電所の耐震設計指針」、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」等に基づいて設計を行う。

イ 送・配電設備

地震により不等沈下や地すべり等が生ずるおそれのある軟弱地盤にある設備については、基礎の補強等による耐震対策を考慮するとともに、これらの地帯への設備の設置は極力避ける。

また、県等と連携を図りながら、電線共同溝の整備等を図る。

ウ 災害復旧用設備

電力施設の災害復旧を迅速に行うため、移動用の発電機、変圧器、遮断器、無線等を確保する。

(2) 体制面の対策

ア 保安の確保

設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図る。

イ 要員の確保

従業員及び請負業者について、動員体制を確立する。

ウ 資機材等の確保

災害時のため、次の資機材の確保及び輸送体制を確立する。

(ア) 応急復旧用資機材及び車両

(イ) 食料その他の物資

エ 電力融通

災害発生時に、一時的に供給力が不足することも考えられるので、他電力との電力融通体制を確立する。

5 ガス施設

ガス事業者は、地震災害予防のため、ガス施設について耐震性に配慮した整備を行うとともに、平素から定期点検や防災訓練の実施、応急資機材の整備などにより災害予防対策を推進するとともに、次の対策を講じる。

(1) 200ガル（震度5弱相当）以上の地震を感知した場合、自動的にガスを遮断するマイコンメーターの設置を図る。

(2) 利用者に対しては、地震発生時にはガス栓を閉めることと、ガス器具の使用禁止について周知を図る。

(3) 都市ガス事業所に地震計（S I 計）を設置し、地震規模の情報把握を行う。

6 電信電話施設（西日本電信電話株式会社等）

西日本電信電話株式会社は、次のとおり、電信電話施設について建物、設備等に耐震・耐火措置を講ずるとともに、災害対策用機器についても配備を充実するなど災害予防対策を推進する。

(1) 局舎の整備

耐震・耐火構造の局舎設計を行い、地震に起因する火災、浸水等の二次災害防止のため、防火扉、防潮板等を設置する。

(2) 局舎内設備の整備

ア 局舎内に設置する電気通信設備の振動による倒壊、損傷を防止するため、支持金具等による耐震措置を講じる。

イ 非常用予備電源として、蓄電池及び発電機を設置する。

ウ バッテリー、予備エンジンの耐震強化を実施するとともに、相互応援給電網の実現に努める。

(3) 局外設備の整備

地下にある通信施設については、地震対策を実施する。

(4) 災害対策用機器の整備

ア 通信の全面途絶地域、指定避難所等との通信を確保するために、衛星通信無線車、災害対策用無線機、移動無線機等を配備する。

- イ 局内通信設備が被災した場合、重要な通信を確保するため、代替交換装置として非常用移動電話局装置を主要地域に配備する。
 - ウ 震災時の長時間停電に対して、通信用電源を確保するために、主要局に移動電源車を配備する。
 - エ 局外通信設備が被災した場合、応急措置用として、各種応急用ケーブル、災害対策用機器等を配備する。
- (5) 建物、鉄塔等の耐震診断の徹底と対策実施
ビル・鉄塔等の診断及び補強を実施するとともに、建物内の情報システムや端末の耐震対策を実施する。
 - (6) ネットワークの信頼性と柔軟性の確保
共通線、クロック回線等ネットワークの神経回線の2ルート化の推進及び回線増設等が柔軟にできるような対策を実施する。
 - (7) 通信ケーブルの地中化の推進
県等と連携を図りながら、電線類地中化計画に積極的に参画する。
 - (8) 運用監視センターや各種データベースの分散
県内の設備の監視・制御は、西日本電信電話株式会社で一元的に行い、通信網異常時の影響度の把握とそれに必要な措置を迅速に行うため、コクピット化を図る。
また、重要な各種データ等については、分散して保管する。

7 廃棄物処理施設

風水害等対策編第2章第18節7「廃棄物処理施設」を準用する。

第17節 公共土木施設等の耐震対策

道路、海岸、河川、港湾等の各種公共土木施設等は、ライフラインとともに、市民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、また、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っている。

このため、それぞれの施設の目的に応じた整備促進に努めるとともに、応急復旧対策用人員及び資機材の確保と運用に係る体制の整備を図る。

また、余震、豪雨等に伴う二次災害を防止するための体制を整備するとともに、資機材の備蓄を可能な限り行う。

そのほか、災害発生時の緊急輸送活動のための多重化や代替性を考慮しつつ確保すべき輸送施設（道路、港湾等）及び輸送拠点について把握し、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに応急活動等を円滑に進めるためのマニュアルの作成に努める。

さらに、災害復旧・復興に備え、施設台帳等の各種データの整備・保存、重要な公共土木施設等の資料整備と複製保存に努めるとともに、老朽化した公共土木施設等について、長寿命化修繕計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

1 防災上重要な建築物の耐震性確保の推進

市は、庁舎、病院、学校、社会福祉施設等のうち、特に災害時に情報伝達、避難誘導、救助及び公共土木施設等の応急復旧等の防災業務の中心となる公共建築物の耐震性の向上を図り、倒壊防止に努めているが、自家発電設備等の整備により、停電時でも利用可能なものとするよう努める。

また、防災拠点となる公共施設の耐震化については、計画的かつ効率的な実施に努める。

- (1) 医療救護施設の整備
在院患者の安全と医療救護機能を維持するために必要な病院施設の耐震化の促進を図る。
- (2) 社会福祉施設の整備
社会福祉施設等の収容者等を地震災害から守るため施設の耐震化を図る。
- (3) 学校等施設の整備
児童、生徒、職業訓練生等の生命の安全を確保するとともに、円滑な避難等の災害応急対策を実施するため、学校、高等技術専門校等の施設の耐震化を図る。
- (4) 不特定多数が利用する公的建物の整備
教養文化施設、集会施設、スポーツレクリエーション施設等不特定多数の者が利用する公共施設の耐震化を図る。
- (5) 庁舎、消防施設、警察施設等の整備
庁舎、消防施設、緊急物資集積場所となることが予想される施設等災害対策の拠点となる施設の耐震化を図る。
- (6) 地域防災拠点施設
地域の防災活動を円滑に実施するため、また平常時には防災に関する広報・訓練を実施するための拠点となる施設の整備を図る。
また、地震災害時に災害応急対策及び応急復旧工事の拠点として、自動車駐車場、交通広場等オープンスペースの整備を図る。

2 道路施設等の整備

- (1) 緊急輸送道路の確保
道路交通の確保は、地震発生後において、避難や救助をはじめ、物資の輸送や諸施設の復旧など応急対策活動を実施するうえで重要不可欠である。

このため、市は、緊急輸送道路の防災対策、震災対策及び改良整備を促進し、これらを有機的に連結させて緊急輸送ネットワークを形成し、諸活動の円滑化に寄与するとともに、パトロールや点検等管理体制の整備を図る。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

さらに、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について、新居浜建設業協同組合等と協定を締結し体制の整備を図るとともに、道路啓開等を迅速に行うため、道路管

理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。

(2) 調査の実施

市及び他の道路管理者は、緊急輸送道路及び緊急性の高い路線については、諸施設の耐震点検を定期的実施し、震災対策の必要な箇所の把握に努める。

また、通常のパトロール等においても目視等による調査を実施する。

(3) 施設の補強・整備

市及び他の道路管理者は、耐震点検等で対策が必要とされた箇所及び未改良区間について、緊急輸送道路及び、緊急性の高い路線及び箇所から順次、補強や整備を実施する。

ア 道路

法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状・破壊等の被害が想定される危険箇所について補強対策を実施するとともに、道路改良に当たっては、耐震基準に基づく整備を行う。

イ 橋梁

落橋、変状等の被害が予想される道路橋、横断歩道橋、側道橋等について、補強対策を実施する。

ウ トンネル

覆工コンクリートや付帯施設の落下、変状等の被害が予想されるトンネルについて、補強対策を実施する。

エ 道路の付属物

道路敷地内の道路標識、道路情報提供装置、電線共同溝など道路付属物の耐震性の確保並びに補強・整備に努める。

(4) 施設の長寿命化対策

市(新居浜港務局を含む。)は、道路施設、海岸保全施設等の点検、診断等、劣化状況の把握や将来予測を行い、長寿命化修繕計画を作成・実施し、その適切な維持管理に努める。

3 海岸保全施設

(1) 海岸保全施設の確保

海岸管理者は、老朽化した施設や、堤防、護岸等の嵩上げの必要な箇所、液状化により施設が崩壊する可能性がある箇所等、地震や津波による被害が発生する危険性の高い地域において、県との連携により海岸保全施設の整備に努める。

(2) 点検の実施

海岸管理者は、点検を背後地の重要度に応じて順次実施し、震災対策の必要な箇所の把握に努めるとともに、通常パトロールにおいても目視等による点検を実施する。

また、堤防等の構造等に関する情報を整理する。

(3) 施設の補強・整備

海岸管理者は、点検で対応が必要とされた施設について、緊急度の高い箇所から順次、「愛媛県海岸保全基本計画」とも整合を図りながら補強や整備を実施する。

4 河川管理施設

(1) 河川管理施設の確保

河川管理者は、耐震性に配慮した河川改修等の治水事業を実施し、河川管理施設の整備促進に努める。

(2) 点検の実施

河川管理者は、点検を定期的実施し、震災対策の必要な箇所の把握に努めるとともに、通常パトロールにおいても目視等による点検を実施する。

また、堤防等の構造等に関する情報を整理する。

(3) 施設の補強・整備

河川管理者は、点検で対応が必要とされた施設について、緊急度の高い箇所から順次、補強や整備を実施する。

5 砂防等施設

(1) 砂防等施設の確保

市は、県等管理者と連携を図り、砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設(以下「砂防等施設」という。)の耐震機能を高め、土砂災害防止施設の整備促進に努めるとともに、地震発生後には、各施設に異常がないか点検パトロールを行うなど余震、豪雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備する。

(2) 点検の実施

砂防等施設の管理者は、施設の点検を定期的実施し、震災対策の必要な箇所を把握に努める。

(3) 施設の補強・整備

点検で対策が必要とされた施設について、緊急度の高い箇所から順次、補強や整備を実施する。

6 漁港施設

(1) 物資輸送の確保

市は、災害に強い漁港漁村づくりのための整備を行う。特に、大島漁港については、島内の物資輸送の拠点となるため、整備を行う。

(2) 耐震点検等の実施

通常のパトロール等において、目視等による耐震点検を実施するほか、地震等防災に備えた漁港改修事業を適宜実施する。

7 港湾施設

(1) 物資輸送拠点の確保

海上交通ルートは、地震被災による避難、救助、緊急物資及び復旧資材等の輸送を行ううえで極めて重要な役割を果たすものであり、その拠点の確保を図っておく必要がある。

また、大規模地震の発生直後にあっても、地域の経済活動を維持する観点から、国内産業・経済活動が停滞することのないよう、安定した物流機能を確保する必要がある。

防災拠点となる港湾である新居浜港については、岸壁及びアクセスルートである臨港道路・橋梁の耐震補強や改修等を進めるとともに、港湾緑地、背後道路等を整備し、震災時に物資輸送拠点として施設の利用に支障をきたさないよう管理を行う。

(2) 海上輸送と道路輸送の連結

防災拠点となる港湾である新居浜港については、重要物流道路等により道路輸送ネットワークと密接に連結させ、緊急輸送ネットワークをより確実にする。

また、内航海運組合連合会や旅客船協会との協定に基づき、陸上輸送の代替手段の確保に努める。

(3) 耐震点検の実施

港湾管理者は、防災拠点となる新居浜港の岸壁等を、輸送拠点として施設を利用するため、耐震点検を定期的実施し、震災対策の必要箇所の把握に努める。

(4) 施設の補強・整備

港湾管理者は、耐震点検・新たな知見等で対応が必要とされた施設について、緊急度の高い箇所から順次、耐震補強、免震化、液状化対策等を実施する。

8 農業用施設

(1) 農業用施設の確保

ため池、農業用水路、農道などの農業用施設の管理者は、農地等の防災・保全と農業用施設の維持のため、管理、点検の一層の強化を図るとともに、危険度・必要性を踏まえて耐震構造とした整備促進を図る。

地震発生時の対応について、所定の規模の地震が発生した場合、速やかに防災重点農業用ため池の点検を行い、二次災害を防止する体制を整備する。

(2) 耐震点検の実施

市は、防災重点農業用ため池、基幹的水利施設の耐震点検を実施し、耐震対策の必要な箇所の把握に努める。

(3) 施設の補強・整備

市は、耐震点検で対策が必要となった施設について、緊急度の高い施設から順次、補強・整備を実施する。

このうちため池については、下流域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある「防災重点農業用ため池」を優先して、緊急連絡体制の整備やハザードマップの作成・周知などのソフト対策を組み合わせた防災減災対策を講じる。

9 都市公園施設

(1) 都市公園施設の確保

都市公園は、震災時の延焼遮断空間、避難場所及び防災活動拠点として有効に利用されるため、市は、他の公共施設とも連携を図り、施設整備を促進する。

(2) 点検の実施

老朽施設を重点に定期的な点検を実施し、地震災害の防止に努める。

(3) 施設の補強・整備

点検等で対応が必要とされた施設について、緊急度の高い箇所から順次、補強や整備を実施する。

また、市が避難場所、避難所として指定する基幹的な都市公園については、必要に応じて、食料、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設、非常用照明施設、非常用発電施設等の整備に努める。

10 文化財の保護

(1) 文化財建造物及び文化財が収蔵されている建築物（以下「文化財等」という。）の地震時の安全性を確保するため、文化財の所有者、管理責任者又は管理団体（以下「所有者等」という。）は、必要な次の対策を講じるものとし、市長は、県教育委員会と連携して、所有者等に対して適切な指導助言を行う。

ア 文化財等の耐震補強工事の実施

イ 日常の維持管理による部分的・応急的な補修の実施

ウ 安全な公開方法と避難方法・避難場所の設定

エ 地震発生時における連絡体制、関係機関に対する通報体制の確立

オ 安全性の確保された他の施設等への文化財の搬出と復旧のための支援体制の整備

カ 地震発生後の火災発生に対する防火施設の設置と防災訓練の実施

(2) 風水害等対策編第2章第19節6「文化財施設(2)」を準用する。

11 市防災行政無線施設

平常時において保守点検業者との連携を密にして、障害復旧の時間短縮に努めるなど保守管理体制の確立を図る。

また、災害時の情報伝達に重要な役割を担うため、運用に支障を来さないよう非常用電源設備の整備や耐震性のある堅固な場所への施設整備に努める。

第18節 危険物施設等の耐震対策

地震発生時に、危険物施設等の火災や危険物の流出などがあった場合、周辺地域に多大な被害を及ぼすおそれがある。

このため、市は、これら施設の自主保安体制の充実、強化を指導し、地震対策と防災教育の推進を図る。

なお、石油コンビナート等特別防災区域の危険物施設等については、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく愛媛県石油コンビナート等防災計画に定めるところによる。

1 危険物施設

産業活動の進展に伴う石油類の需要の増加、石油化学製品の開発並びに利用の拡大により、危険物の取扱量の増加とともに施設及び設備の大規模化、大型化が進んでいる。

大規模な地震が発生した場合は、耐震設計で考慮された以外の要因や、地盤の液状化による要因で、危険物施設が損傷を受けることがあるため、市は、これらの実態把握に努めるとともに、法令に基づく規制や事業所に対する指導の強化及び普及、啓発を次のとおり行う。

(1) 安全指導の強化

危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者及び危険物保安監督者等の健全な育成と安全管理の向上を図るため、講習会等の保安教育を実施するとともに、必要に応じて保安教育計画を作成させ、災害時に備えた教育や訓練の実施を指導する。

施設・設備等については、完成検査や立入検査のみならず、あらゆる機会を通じて、法令上の技術基準への適合、自主的な日常点検等による維持管理の強化について指導する。

(2) 自衛消防組織の充実強化

事業所における自衛消防組織等の育成を推進するとともに、実効性のある訓練の励行及び隣接する事業所との相互応援に関する協定の締結を進め、効果的な自主防災体制の確立を図るよう指導する。

(3) 防災車両、資機材の整備

複雑多様化する危険物への備えとして化学消防自動車や泡消火薬剤等の整備を図り、消防力の強化に努めるとともに、危険物事業所に対しても防災車両や資機材の整備、備蓄の促進について指導する。

(4) 施設の耐震化の促進

施設・設備等の重要度に応じて、計画的な耐震化や液状化対策を促進するよう指導する。

資料編 ・ 危険物製造所等設置許可数 P195

2 高圧ガス施設

産業活動の進展に伴う高圧ガスの利用範囲の拡大により、高圧ガスの需要は増加し、家庭用燃料として使用される液化石油ガス（LPGガス）も、その利便性により、多くの世帯で使用されている。

高圧ガス事業所における高圧ガス施設は、過去の震災の教訓を生かし、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）等関係法令により耐震設計基準が定められ、耐震性を考慮した設計・施工がなされ、地震に対する構造上の安全対策が講じられている。

しかしながら、大規模な地震が発生した場合は、想定を超える地盤の液状化等によって、高圧ガス施設が損傷を受けることがあるため、消防本部は、高圧ガス事業所に対して、地震発生時における高圧ガス施設の保安管理体制確立に向けて保安指導等を実施するほか、高圧ガス事業所及び液化石油ガス販売事業者に対して、次のとおり、確認・調査を行い、設備の設置促進等を図る。

(1) 高圧ガス事業所

ア 耐震設計構造物について通達や耐震設計基準による評価を行い、自らの設備の耐震性能を確認し、必要な対策の実施

イ 敷地が液状化の発生しやすい場所かどうかについて調査を行い、必要な対策の実施

ウ 高圧ガス貯槽等に設けられた緊急遮断弁の遠隔化や感震装置の設置による自動化の促進

エ 容器（ボンベ）によって高圧ガスを貯蔵している場合にあっては、チェーン止め等による転倒・転落防止措置の徹底

(2) 液化石油ガス販売事業者

ア ガス放出防止器の設置促進

イ 容器（ボンベ）のチェーン止め等による転倒・転落防止措置の徹底

ウ 感震ガス遮断機能付きガスマーターの設置の徹底及び使用期限管理の徹底

(3) 流出容器の対策

流出した容器は、容器所有者が回収し処分することが原則であるが、大規模な災害では所有者不明の容器が発生する可能性が高いため、関係団体により津波による被害発生時の容器回収の協力体制を構築しておく。

3 毒物・劇物貯蔵施設

製造業者等は、次により耐震対策の強化を推進する。

(1) 応急対策教育の徹底

毒物劇物の製造業者は、それぞれ自主的に作成している「危害防止規程」を遵守するよう職員に教育指導する。

(2) 毒物劇物の製造量及び同貯蔵量の把握

毒物劇物の製造量及び貯蔵量を定期的に調査し、その実態を把握する。

4 火薬類製造施設・貯蔵施設

製造事業者及び火薬庫設置事業者は、次により耐震対策を強化する。

(1) 定期自主検査の実施

事業者は、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の規定を遵守して火薬類の製造施設及び火薬庫の構造等、基準適合状況について年2回以上定期自主検査を実施し、県に報告する。

(2) 保安教育の実施

事業者は、地震発生時の災害防止のために執るべき措置等について保安教育を実施する。

(3) 危害予防規程

火薬類製造事業者は、災害の発生防止のために定めた危害予防規程を遵守し、地震等災害発生時の保安確保に努める。

第19節 災害復旧・復興への備え

風水害等対策編第2章第27節「災害復旧・復興への備え」の定めるところによるが、地震災害時特有の災害復旧・復興への備えについては、次のとおり定める。

1 災害廃棄物の発生への対応

市は、県とともに、地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努めるとともに、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制及び関係機関・民間事業者との協力体制の確立並びに十分な広さの仮置場・処分場の確保に努める。

また、県とともに、県内で一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。

さらに、建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合に備え、県、市又は事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の体制の整備に努める。

また、環境省の災害廃棄物処理支援ネットワーク (D. Waste-Net) や災害廃棄物処理支援員制度 (人材バンク)、四国ブロック協議会等の取組に参画し、人材育成や受援体制の確立に努める。

2 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした、政府が再保険を引き受ける保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、市はその制度の普及促進に努める。